

環境関連法規制等の動き 2012年2月

法令情報

1. 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 <政令第405号>

(2011.12.21 公布)(2012.7.1 施行)及び同日公布の関連3省令、5告示(本項下部に記載)

今回の主な改正概要を以下に記します。経過処置、適用範囲、個別の施行期日・届出期限等にもご注意ください。

- 1) これまで非危険物として消防法令等の規制対象外であった「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」(酸素系の漂白剤として一般に流通)が、消防法上の第1類の危険物(酸化性固体)に追加されました。
- 2) 現行法上規制が無く事故も発生していた、「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクを有する特定屋外タンク貯蔵所」の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が追加されました。
- 3) 現行法上規制が無い「エタノール又はエタノールを含有するガソリン(バイオエタノールを含有するE3等)を取り扱う給油取扱所」の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が追加されました。
- 4) 危険物施設におけるハロン代替ガスを用いた消火設備の使用が可能となりました。
- 5) 「1-ブロモ-3-クロロプロパン(用途は特殊染料中間体等、2004年生産量2000t)及びこれを含有する製剤」及び「オキシ3塩化バナジウム(用途は合成ゴム製造用触媒等、2008年度生産量400t)及びこれを含有する製剤」が消防活動阻害物質に指定されました。
- 6) 危険物施設における不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び泡消火設備の技術上の基準が定められました。

<参考>消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2312/231221_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

-1. 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令 <総務省令第165号>

-2. 危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を

指定する省令の一部を改正する省令 <総務省令第166号>

-3. 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

<総務・経済産業・国土交通省令第1号>

-4. 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件<総務省告示第556号>

-5. 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示 <総務省告示第557号>

-6. 製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示 <総務省告示第558号>

-7. 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示 <総務省告示第559号>

-8. 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件

<総務・経済産業・国土交通省告示第1号>

2. 電気事業者ごとの電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数並びに調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件 <経済産業省・環境省告示第2・3号>(2012.1.17 告示)

2009年度経済産業省・環境省告示第8・9号を改正し、2010年度の電気事業者(一般電気事業者及び特定規模電気事業者)ごとの実排出係数及び代替値並びに調整後排出係数等が改正されました。

2011年度の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表に用いる係数になります。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14702>

一般情報

1. 改正水質汚濁防止法全国説明会の開催及び参加募集について (2012.1.20 環境省)

有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられた、水質汚濁防止法

の一部を改正する法律が2012. 6. 1に施行されます。(改正内容は先月、下記2項情報を参照ください)

構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法を中心にした、環境省主催の説明会が2～3月に全国7箇所で開催されます。環境省では参加希望者(事前登録制)を募集しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14726>

2. 「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について

(第2次答申案)」等に対する意見募集の結果及び環境大臣への答申について (2011. 12. 26 環境省)

題記水濁法の主要改正内容に対する141件の意見と意見についての考え方、及び意見を踏まえた2次答申案が2011. 12. 26に答申されました。対象施設や実施内容、関連情報の詳細は、「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(素案)(第1版)」も合わせて参照ください。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14629>

<参考>環境省ホームページ http://www.env.go.jp/water/chikasui/conf/mizen_boushi/com07/mat05.pdf

3. 2010年度騒音規制法施行状況調査について (2011. 12. 22 環境省)

規制地域を有する地区町村の数は2011. 3. 末現在において1,315市区町村(全国の75%)で、特定工場等の総数は、全国で215,512件〔対前年度比+1,503件〕でした。騒音規制法の指定地域内の特定工場等に関する苦情は、992件〔同+9件〕、騒音規制法に基づく立入検査は651件〔同+1件〕、報告の徴収は170件〔同△6件〕、騒音の測定は316件〔同+2件〕でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは176件〔同△9件〕、改善勧告が1件〔同△1件〕、改善命令は0件〔同±0件〕、行政指導は822件〔同+1件〕行われました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14622>

4. 2010年度振動規制法施行状況調査について (2011. 12. 22 環境省)

規制地域を有する地区町村の数は2011. 3. 末現在において1,240市区町村(全国の71%)で、特定工場等の総数は、全国で126,412件〔対前年度比+856件〕でした。振動規制法の指定地域内の特定工場等に関する苦情は、138件〔同△23件〕、振動規制法に基づく立入検査は113件〔同△8件〕、報告の徴収は28件〔同△16件〕でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは8件〔同△1件〕、改善・命令は0件〔同±0件〕、行政指導は120件〔同△15件〕行われました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14621>

5. 2010年度悪臭防止法施行状況調査について (2011. 12. 22 環境省)

規制地域を有する地区町村の数は2011. 3. 末現在において1,275市区町村(全国の73%)で、指定地域内の工場・事業場に係る苦情は、6,062件〔対前年度比+4件〕でした。悪臭防止法に基づく立入検査は2,043件〔同△33件〕、報告の徴収は410件〔同+81件〕、測定は86件〔同+13件〕でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは38件〔同△2件〕、悪臭防止法に基づく改善勧告が8件〔同+4件〕、改善命令は0件〔同±0件〕、行政指導が1,570件〔同+20件〕行われました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14615>

6. 2010年度産業廃棄物の不法投棄等の状況について (2011. 12. 28 環境省)

新たに判明した不法投棄事案は216件〔対前年度比△63件〕6.2万トン〔同+0.5万トン〕、不適正処理事案は191件〔同+4件〕6.4万トン〔同△31.5万トン〕、不法投棄等の残存件数は2,610件〔同+19件〕1781万トン〔同+51万トン〕とほぼ前年度並みでしたが、5,000トン以上の大規模な不法投棄事案が新たに1件、不適正処理事案についても1件判明しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14644>

以上